

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………一
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）……………二
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二

告示

- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）……………七
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（二件）……………（環境局自然環境部計画課）……………七
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………八
- 都道（首都高速道路）の区域変更……………（同）……………一〇
- 東京港湾隣接地域の指定及び指定解除……………（港湾局港湾経営部経営課）……………二
- 東京港臨港地区における分区の変更……………（同）……………四
- 指定講習機関の特定講習の廃止……………（同）……………五

規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十六号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）」に改め、同条第二項第三号中「受けた者」の下に「（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む

む。）」を加え、「当該寡婦」を「当該控除を受けた者」に改め、「規定する寡婦」の下に「(同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三百十四条の二第三項に該当する者を含む。）」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都重度心身障害者手当条例施行規則第五条の規定は、平成三十年十一月以後の月分の重度心身障害者手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十七号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十八号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第四百九十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート (29号棟)		港区南麻布4-2	32.6	1	28,900	71,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)		港区芝5-18	34.3	2	33,600	68,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (6号棟)		新宿区戸山2-6	38.3	2	32,300	58,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (6号棟)		新宿区戸山2-6	38.3	1	32,200	60,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (26号棟)		新宿区戸山2-26	33.8	1	28,500	59,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (18号棟)		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,800	66,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)		新宿区戸山2-35	40.1	1	34,400	68,600
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート (1号棟)		新宿区戸山3-18	37.3	1	33,000	61,800
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート (14号棟)		文京区本郷4-15	35.8	2	30,500	56,300
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)		文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	58,100
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)		台東区下谷1-2	35.4	1	28,500	38,200
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート (1号棟)		台東区根岸5-18	34.3	1	27,300	40,100
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)		墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,300
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)		墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (6号棟)		墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	64,700
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	72,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (8号棟)		江東区亀戸7-57	34.3	1	27,900	44,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,400
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (15号棟)		江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (8号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (13号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (9号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)		江東区北砂1-3	39.5	1	32,100	44,600
一般都営	中層耐火	亀戸八丁目アパート (2号棟)		江東区亀戸8-4	42.3	1	34,900	56,600
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)		江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	67,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)		品川区八潮5-1-4	59.6	1	52,300	91,400
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート (11号棟)		大田区東六郷1-14	36.7	1	28,800	50,600
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (1号棟)		大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	46,900
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)		大田区東糀谷6-8	42.2	2	33,700	46,900
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目第4アパート (12号棟)		大田区本羽田2-8	39.0	1	31,700	45,800
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート (11号棟)		大田区大森西4-13	55.9	2	46,300	78,200

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)		大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)		大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,400
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート (17号棟)		世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,400	83,900
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート (2号棟)		世田谷区上用賀1-24	59.6	1	51,200	109,700
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート (1号棟)		世田谷区桜1-30	51.0	1	42,300	84,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)		渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,900	79,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	76,300
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート (20号棟)		杉並区久我山1-3	40.7	1	29,900	57,100
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (2号棟)		杉並区上井草4-17	39.0	1	28,900	60,900
一般都営	高層耐火	北池袋アパート		豊島区池袋1-13	34.3	1	27,600	35,700
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (9号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	49,300	90,500
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート (3号棟)		北区赤羽西6-3	43.9	1	34,800	46,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (1号棟)		北区滝野川3-65	33.4	1	25,700	42,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	2	29,600	54,100
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート		北区西ヶ原1-19	36.4	2	28,800	35,900
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (8号棟)		北区赤羽西5-4	39.0	2	30,100	46,400
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	50,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	35,000
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート (12号棟)		板橋区若木1-11	51.0	1	39,900	75,300
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート (9号棟)		板橋区坂下1-36	41.0	1	31,500	58,200
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,600	65,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	69,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート (1号棟)		練馬区春日町3-27	55.9	2	43,900	84,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート (4号棟)		練馬区春日町3-4	55.9	1	43,800	84,100
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (3号棟)		練馬区石神井台7-21	51.0	1	40,100	76,800
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (2号棟)		練馬区北町6-2	55.9	1	44,400	87,000
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート (2号棟)		練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	58,500
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート (10号棟)		練馬区早宮3-36	55.9	1	43,900	83,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (17号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (20号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-3号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-5号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,200
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (2号棟)		足立区保木間5-29	51.0	1	37,100	62,100

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(5号棟)		足立区中央本町5-20	48.1	1	35,200	61,400
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(5号棟)		足立区六月1-33	33.4	1	23,000	36,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(2号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(1号棟)		足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(1号棟)		足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)		足立区西保木間4-3	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(3号棟)		足立区江北7-12	33.4	1	22,800	35,200
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(1号棟)		足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	38,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(1号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	43,800
一般都営	高層耐火	千住東二丁目アパート(1号棟)		足立区千住東2-10	43.9	1	31,800	50,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(3号棟)		足立区竹の塚7-4	39.0	1	28,100	46,500
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,200	67,800
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート(5号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	63,200
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(2号棟)		足立区入谷8-2	55.9	1	40,000	65,200
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(4号棟)		足立区青井3-30	55.9	1	41,400	75,700
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)		葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	65,100
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(2号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,600	87,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(9号棟)		葛飾区柴又3-25	51.0	1	37,700	64,500
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第4アパート(2号棟)		葛飾区西亀有2-38	59.6	1	45,300	87,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	42,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	76,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	83,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)		八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,000
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート(2号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-3	55.9	1	42,700	91,300

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(1号棟)		三鷹市上連雀7-19	36.4	1	25,800	50,700
一般都営	中層耐火	井の頭五丁目アパート(1号棟)		三鷹市井の頭5-20	39.0	1	28,300	57,300
一般都営	中層耐火	府中新町三丁目アパート(5号棟)		府中市新町3-1	63.2	1	42,200	91,100
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(2号棟)		府中市天神町2-10	62.1	1	40,000	90,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)		調布市国領町3-8-15	53.5	1	29,900	64,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)		調布市国領町3-8-15	53.5	1	29,900	64,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		調布市国領町8-1-35	53.5	1	32,000	76,800
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(1号棟)		調布市深大寺町4-35-1	51.0	1	31,400	69,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(2号棟)		調布市下石原1-15-1	48.1	1	28,800	67,000
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(1号棟)		調布市深大寺町8-24-1	51.0	1	31,200	74,600
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(1号棟)		町田市金森2-23	55.9	1	34,300	70,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(6号棟)		町田市中町4-7	48.1	1	28,500	61,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(7号棟)		町田市中町4-7	48.1	1	29,000	65,500
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)		町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	37,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	59,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(9号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	60,500
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(4号棟)		町田市森野2-2	55.9	1	32,600	74,100
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)		日野市新井842	35.7	1	15,900	31,000
一般都営	中層耐火	国分寺南町三丁目アパート(2号棟)		国分寺市南町3-9	51.0	1	32,700	83,800
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(1号棟)		国立市北3-22	48.1	1	27,400	58,200
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(2号棟)		西東京市緑町3-8	61.3	1	38,400	83,200
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(3号棟)		西東京市南町3-23	60.5	1	38,500	88,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(2号棟)		西東京市田無町7-13	56.8	1	34,100	70,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)		狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(7号棟)		清瀬市竹丘1-8	51.0	1	27,800	55,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-3号棟)		多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)		多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,200	53,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地（6-1-3号棟）	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-3号棟）	多摩市貝取2-4-3	55.9	1	30,100	53,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（3号棟）	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,200
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート（1号棟）	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	63,900

●東京都告示第千四百九十二号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

清瀬野塩アパート
(24号棟)

清瀬市野塩二丁目三百八十七番地

高層耐火
三四・六平方メートル

四二戸

二七、二〇〇円

六一、九〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

五六戸

三一、八〇〇円

七二、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

七戸

三七、六〇〇円

八五、七〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

同右

三七、三〇〇円

八四、九〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

同右

四四、九〇〇円

一〇二、二〇〇円

豊島三丁目アパート
(1号棟)

北区豊島三丁目十一番

同右

三四・六平方メートル

三〇戸

三一、九〇〇円

七一、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

一六戸

三七、三〇〇円

八三、五〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

六戸

四四、一〇〇円

九九、一〇〇円

●東京都告示第千四百九十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三條第二項及び第七十一條において準用する同条例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年十一月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定により告示する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火 西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	高層耐火 橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,200
改良	高層耐火 立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	2	28,800
改良	高層耐火 東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	30,100
改良	中層耐火 南砂三丁目アパート（12号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火 東砂七丁目アパート（8号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火 東砂七丁目アパート（11号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火 幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,500
改良	高層耐火 赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	高層耐火 坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100
再開発	高層耐火 白鷺東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400
再開発	高層耐火 白鷺東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,400
再開発	高層耐火 小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千四百九十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
桐ヶ丘アパート一〇一	北区桐ヶ丘二丁目十番	六十五区画
上石神井アパート	練馬区石神井台四丁目五番	一五九区画
清瀬野塩アパート	清瀬市野塩二丁目三百八十七番地	四十三区画

●東京都告示第千四百九十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
白鷺一丁目第4アパー	中野区白鷺一丁目十五区画	三番
ト駐車場		

●東京都告示第千四百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八條第七項ただし書の規定に基づき、平成十年東京都告示第九百八十七号で告示した山のふるさと村鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 鳥獣保護区の名称
山のふるさと村鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域
西多摩郡奥多摩町川野字くき澤向千五百二十一番の奥多摩周遊道路と山のふるさと村入口との分岐点を基点として、同地点から尾根を北東方に進み、同所字山なし千五百十番の奥多摩湖際の管理道との交点に至り、同地点から同管理道を南東方に進み、サイグチ沢との交点に至り、同地点から奥多摩湖沿いに同管理道を北方に進み、同所字くき澤千八百九番地先の岬を経て落沢との交点に至り、同地点から同管理道を北方に進み、同所字いやい澤千八百六十三番の西端に至り、同地点から尾根を南東方に進み、奥多摩周遊道路の月夜見第一駐車場の北端に至り、同地点から南方に進み、落沢駐車場、月夜見橋、市道橋及びヘリポートを経て基点に至る線に囲まれた区域
- 三 鳥獣保護区の存続期間
平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定目的

山のふるさと村鳥獣保護区は、コナラ、クリ等の広葉樹林やスギ、ヒノキ等の針葉樹林から成る植生に恵まれており、多様な鳥獣が生息している。この中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカも確認されるなど、豊かな生態系が維持されている。

このため、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、奥多摩町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千四百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十年東京都告示第九百八十八号で告示した奥多摩郡民の森鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

奥多摩郡民の森鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

西多摩郡奥多摩町境字大や下五百六十番の多摩川と栃寄沢の合流点を基点として、同地点から南東方に進み、町道栃寄線を横断し、同所字日向さす五百六十四番の東端に至り、同地点から尾根を南東方に進み、クリユウ山山頂を経て同所字西久保千十八番の西端の標高九百七十八メートルの地点に至り、同地点から南方に進み、檜原村の境界線との交点に至り、同地点から奥多摩町と檜原村との境界の尾根を南方に進み、御前山山頂を経て惣岳山山頂に至り、同地点から尾根を北方に進み、西多摩郡奥多摩町境字あらざす七百二十七番のアセビの広場の西端に至り、同地点から尾根を北西方に進み、同所字栃寄六百七十五番の西端に至り、同地点から尾根を北北東方に進み、基点に至る線に囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間
平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
奥多摩郡民の森鳥獣保護区は、ミズナラ、クリ等の広葉樹林やスギ、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹林から成る植生に恵まれており、多様な鳥獣が生息している。この中には、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカも確認されるなど、豊かな生態系が維持されている。

このため、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある。

る区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理員による巡視を行うとともに、奥多摩町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千四百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

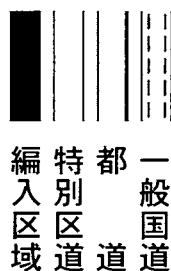
東京市川

二 変更の区間 中央区築地五丁目二番二地先から同所一番三地内まで

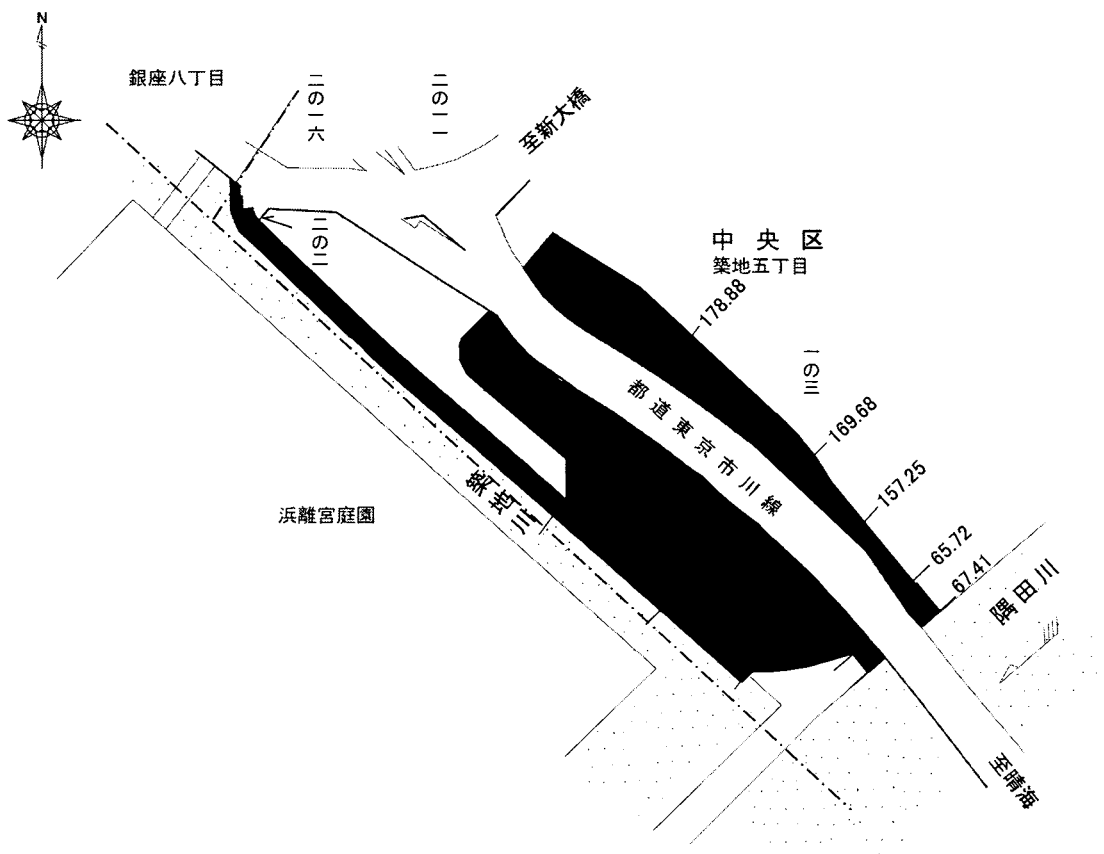
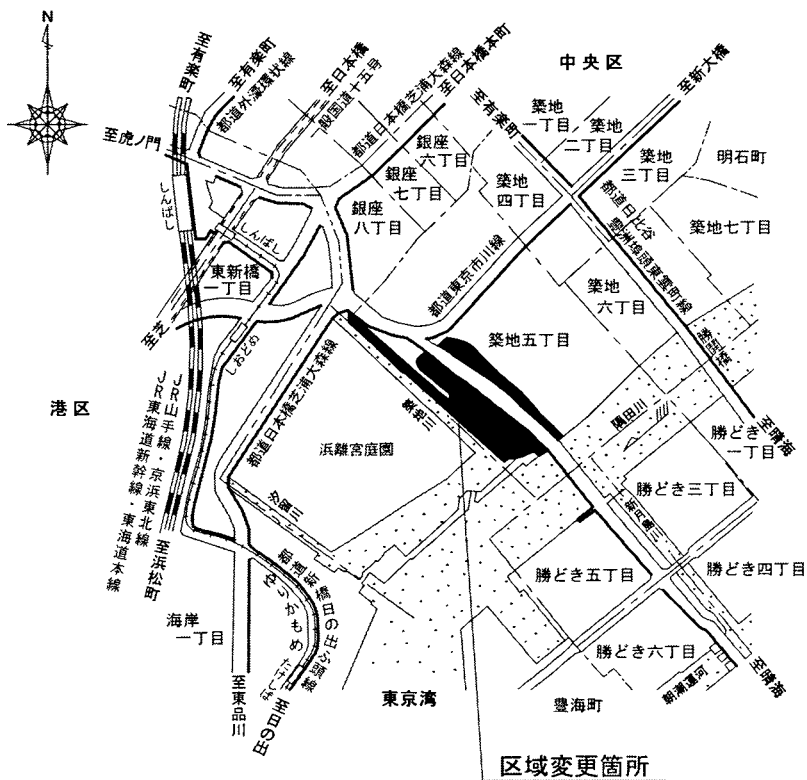
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東京市川線区域変更略図
中央区築地五丁目地内

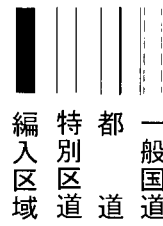


延長 六六五・四四メートル
 面積 四九、八八四・四七平方メートル

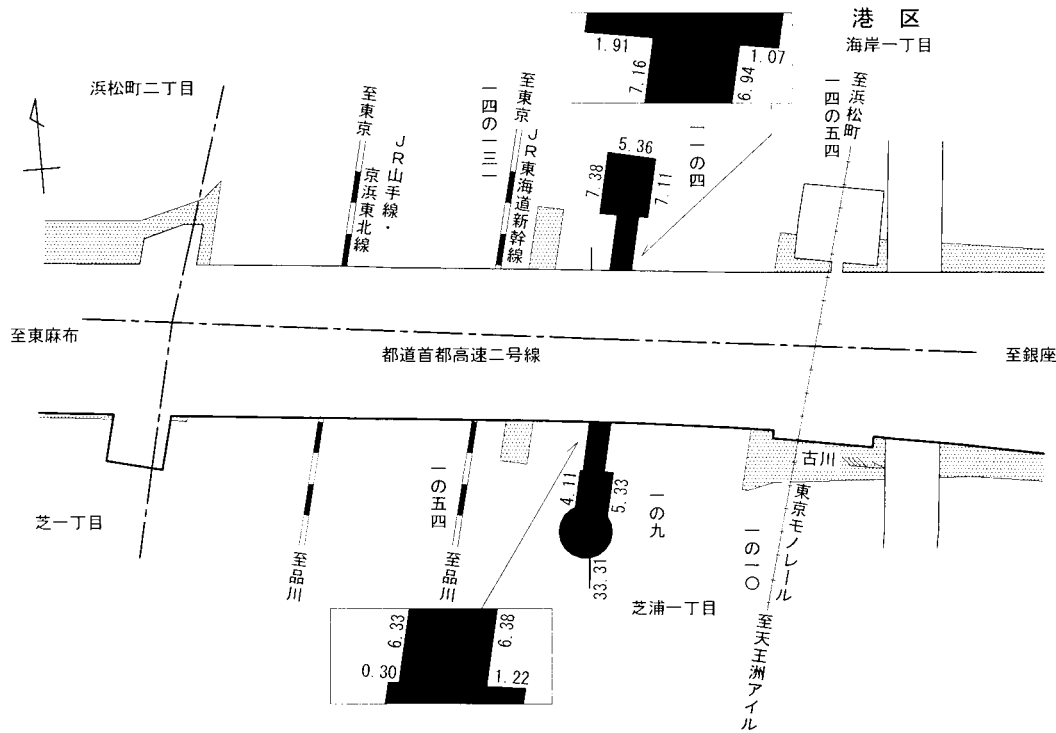
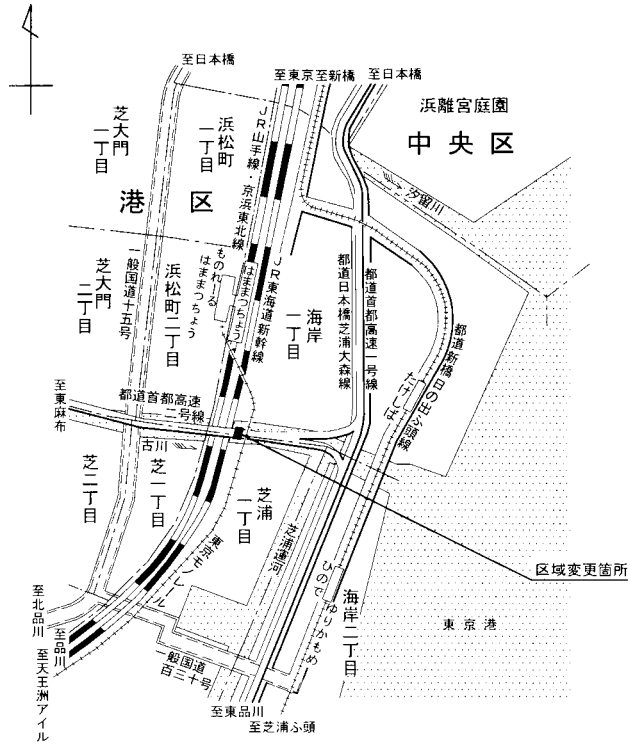


別図

都道首都高速二号線区域変更略図
港区海岸一丁目～芝浦一丁目



延長 一〇・八四メートル
面積 一四・六五平方メートル



●東京都告示第千四百九十九号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成三十年九月七日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついでには、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三十年十月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。
平成三十年十月三十一日

- 一 路線名 東京都知事 小池 百合子
首都高速二号
- 二 変更の区間 港区海岸二丁目十一番四地内から同区芝浦一丁目一番九地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千五百号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定に基づき、東京港湾隣接地域を次のように指定及び指定解除したので、同法第三十七条の二第三項の規定により告示する。

なお、関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 東京港湾隣接地域の指定の範囲

(一) 基点一から基点十九までを順次直線で結んだ線及び

基点十九と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた

大井ふ頭その一・その二間埋立地の陸域並びに基点二十

から基点二十六までを順次直線で結んだ線及び基点

二十六と基点二十とを直線で結んだ線により囲まれた

大井ふ頭その一・その二間埋立地の陸域

基点一 三等三角点三番台場(北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分三十三秒)から百七十七度三十五分三十二秒

基点二 基点一から二百二十一度四十五分三十三秒四十五・九メートルの地点

基点三 基点二から三百十一度四十九分十秒七十五・三メートルの地点

基点四 基点三から二百二十一度四十九分十一秒四・八メートルの地点

基点七 基点六から三百十一度五十六分十九秒二十・〇メートルの地点

基点八 基点七から四十一度四十五分四十三秒〇・九メートルの地点

基点九 基点八から三百十一度四十五分三十八秒十五・〇メートルの地点

基点十 基点九から四十一度四十二分二十三秒二十五・〇メートルの地点

基点十一 基点十から四十一度四十二分二秒二十・〇メートルの地点

基点十二 基点十一から百三十一度四十五分三十八秒六十・一メートルの地点

基点十三 基点十二から二百二十一度四十五分四十三秒一・〇メートルの地点

基点十四 基点十三から百三十一度五十六分十九秒二十・二メートルの地点

基点十五 基点十四から二百二十一度五十六分三十三秒四・六メートルの地点

基点十六 基点十五から百三十一度五十二分六十秒百二十・七メートルの地点

基点十七 基点十六から四十一度四十九分十一秒四・八メートルの地点

基点十八 基点十七から百三十一度四十九分十秒八十九・九メートルの地点

基点十九 基点十八から四十一度五十五分十八秒一・〇メートルの地点

基点二十 基点十九から二百二十三度三十五分四十九秒六百二十五・四メートルの地点

基点二十一 基点二十から二百二十一度三十三分二秒十・一メートルの地点

基点二十二 基点二十一から二百二十一度四十分二十一秒十一・六メートルの地点

基点二十三 基点二十二から二百二十一度四十四分四秒〇・五メートルの地点

基点二十四 基点二十三から三百十一度三十九分二十六秒二百四十九・九メートルの地点

基点二十五 基点二十四から四十一度三十九分十四秒十二・二メートルの地点

基点二十六 基点二十五から四十一度四十分二十八秒七・八メートルの地点

基点二十七 基点二十六から四十一度四十分二十八秒七・八メートルの地点

基点二十八 基点二十七から四十一度四十分二十八秒七・八メートルの地点

基点二十九 基点二十八から四十一度四十分二十八秒七・八メートルの地点

基点三十 基点二十九から四十一度四十分二十八秒七・八メートルの地点

(二) 基点一から基点七までを順次直線で結んだ線及び基点七と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた豊洲

・晴海水際線埋立地第三区C区の陸域

基点一 三等三角点三番台場(北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分三十三秒)から百三十三度三十四分十五秒二千三百三十三・一メートルの地点

基点二 基点一から百四十度二十六分三秒五十・一メートルの地点

基点三 基点二から二百三十度二十七分四十九秒四百十・一メートルの地点

基点四 基点三から二百七十五度二十九分二秒四十四・七メートルの地点

基点五 基点四から百八十五度二十二分五十二秒〇・九メートルの地点

基点六 基点五から二百七十五度三十分二十九秒二十・八メートルの地点

基点七 基点六から三百二十度三十分十二秒七・一メートルの地点

二 東京港湾隣接地域の指定解除の範囲

(一)ア 基点一から基点二十三までを順次直線で結んだ線及び基点二十三と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた大田区東海六丁目の陸域

基点一 三等三角点三番台場(北緯三十五度

三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒)から百八十度二十七分十秒五千二百三十九・七メートルの地点

基点二 基点一から二百二十一度四十二分十三秒六十二・二メートルの地点

基点三 基点二から二百二十一度四十二分十九秒六・〇メートルの地点

基点四 基点三から百三十一度三十五分一秒二十・〇メートルの地点

基点五 基点四から二百二十一度三十四分八秒百七十六・二メートルの地点

基点六 基点五から二百二十一度三十七分三秒百六十五・七メートルの地点

基点七 基点六から二百二十一度三十九分二十一秒二十九・八メートルの地点

基点八 基点七から三百十一度四十七分〇秒二百・〇メートルの地点

基点九 基点八から二百二十一度四十九分五十一秒百・五メートルの地点

基点十 基点九から百三十一度四十六分二十五秒百九十九・八メートルの地点

基点十一 基点十から二百二十一度四十分四十一秒二十・五メートルの地点

基点十二 基点十一から二百二十一度四十分二十八秒二十二・二メートルの地点

基点十三 基点十二から三百十一度九分二十六秒二十・〇メートルの地点

基点十四 基点十三から四十一度三十九分五十五秒二十二・四メートルの地点

基点十五 基点十四から三百十一度五十五分三十七秒百九十九・九メートルの地点

基点十六 基点十五から四十一度四十九分五十一秒百四十四・五メートルの地点

基点十七 基点十六から百三十一度四十七分一秒百九十九・九メートルの地点

基点十八 基点十七から四十一度三十七分二十三秒九・八メートルの地点

基点十九 基点十八から四十一度三十七分二十四秒百六十五・七メートルの地点

基点二十 基点十九から四十一度三十四分八秒百五十六・二メートルの地点

基点二十一 基点二十から三百十一度三十五分一秒二十・一メートルの地点

基点二十二 基点二十一から四十一度四十二分十九秒二十六・〇メートルの地点

基点二十三 基点二十二から四十一度四十二分十三秒六十二・二メートルの地点

イ 基点一から基点十三までを順次直線で結んだ線及び基点十三と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた大田区城南島六丁目及び城南島七丁目の陸域

基点一 三等三角点三番台場(北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒)から百七十七度四十六分三十八秒五千四百七十一・九メートルの地点

基点二 基点一から二百二十一度四十五分三十三秒二百四十三・二メートルの地点

基点三 基点二から二百二十一度四十五分三十四秒三百八・四メートルの地点

基点四 基点三から三百十一度三十七分二十八秒五十一・二メートルの地点

基点五 基点四から二百二十三度三十五分五十一秒七・六メートルの地点

基点六 基点五から二百二十一度三十三分二

秒十九・五メートルの地点

基点七 基点六から三百十一度九分二十六秒二十・〇メートルの地点

基点八 基点七から四十一度三十三分二秒二十・〇メートルの地点

基点九 基点八から四十三度三十五分五十六秒十・〇メートルの地点

基点十 基点九から四十三度三十六分十三秒十七・三メートルの地点

基点十一 基点十から百三十一度三十七分二十八秒四十九・五メートルの地点

基点十二 基点十一から四十一度四十五分三十四秒二百八十八・四メートルの地点

基点十三 基点十二から四十一度四十五分三十三秒二百四十三・二メートルの地点

(二) 基点一から基点四までを順次直線で結んだ線及び基点四と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた中央区晴海四丁目の陸域

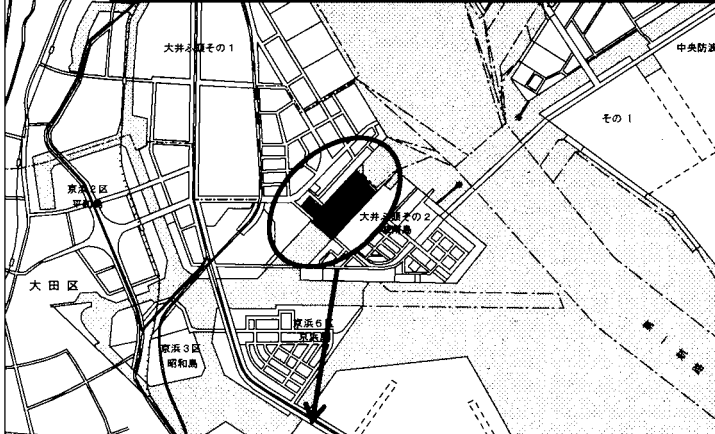
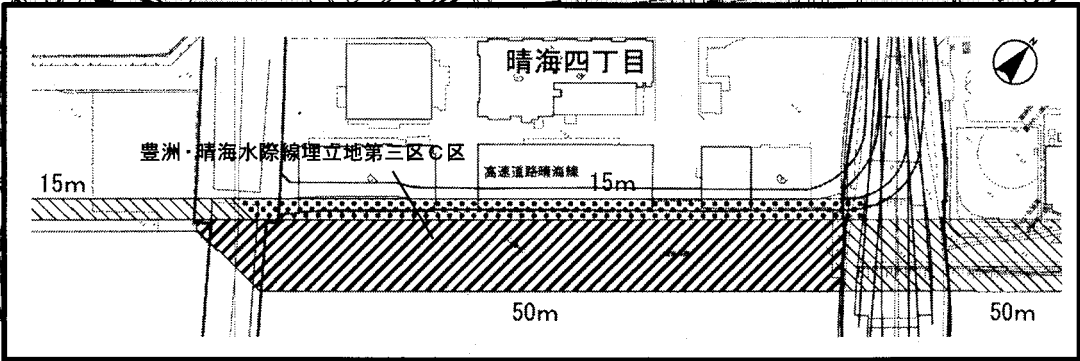
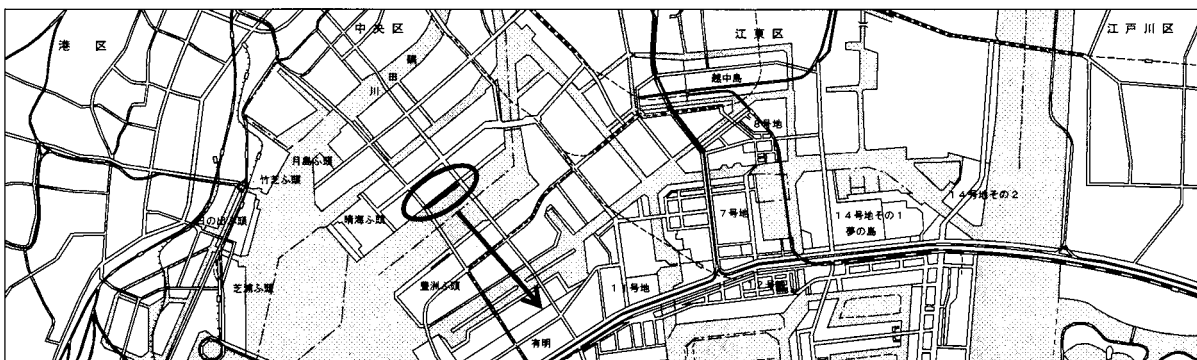
基点一 三等三角点三番台場(北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒)から二十三度二十四分八秒二千三百五十二・六メートルの地点

基点二 基点一から百四十度二十六分三秒十五・〇メートルの地点

基点三 基点二から二百三十度二十七分十二秒四百二十九・七メートルの地点

基点四 基点三から二百七十六度三分二十五秒二十一・〇メートルの地点

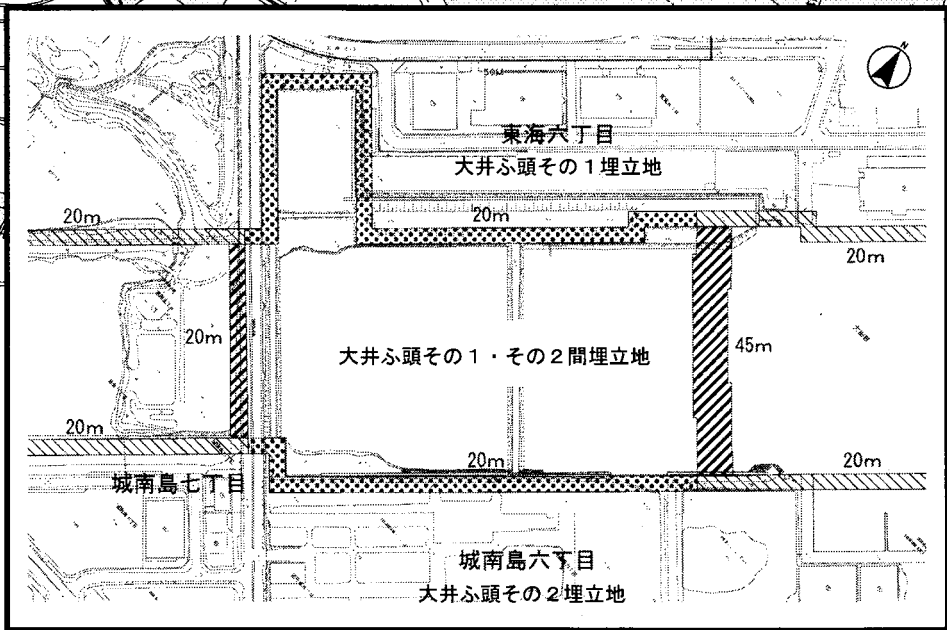
東京港港湾隣接地域の指定及び指定解除



凡例

	新規指定地域
	指定解除地域
	既指定地域

図中の数字は、指定・解除地域の幅を示す。



S=1/50,000
0 500 1,000(m)

●東京都告示第千五百一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、東京港の臨港地区の分区を次のように変更する。

なお、関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月三十一日

東京港湾管理者 東京都

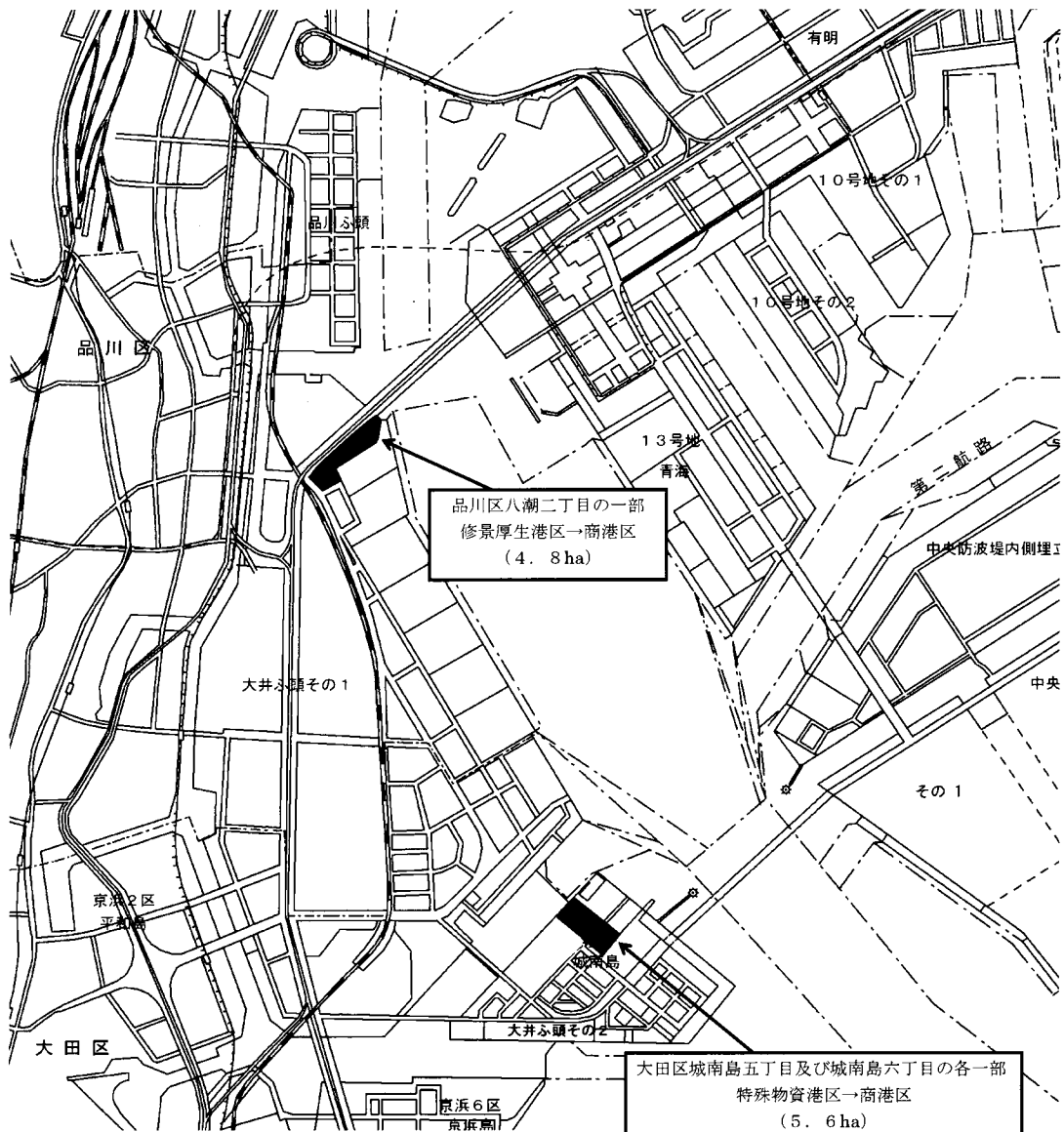
代表者 東京都知事 小池 百合子

新分区 旧分区

商港区 修景厚生港区 品川区八潮二丁目の一部

商港区 特殊物資港区 大田区城南島五丁目及び城南島六丁目各一部

東京港臨港地区分区の変更図



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第365号

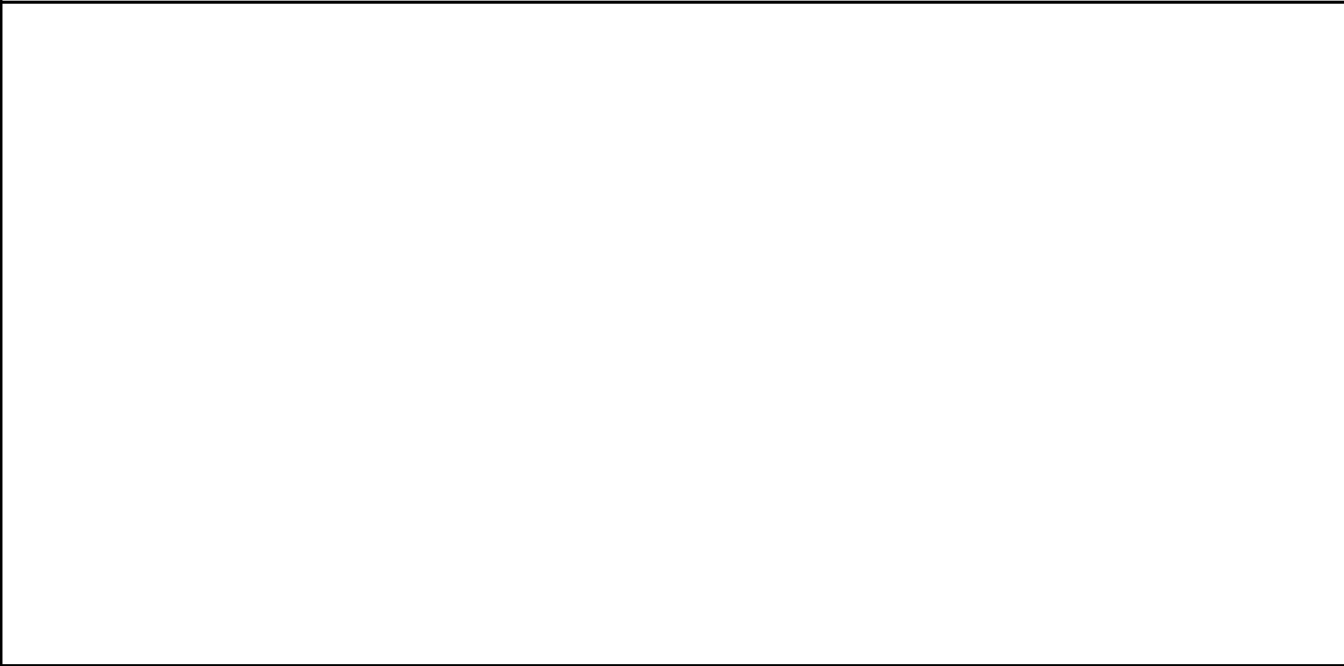
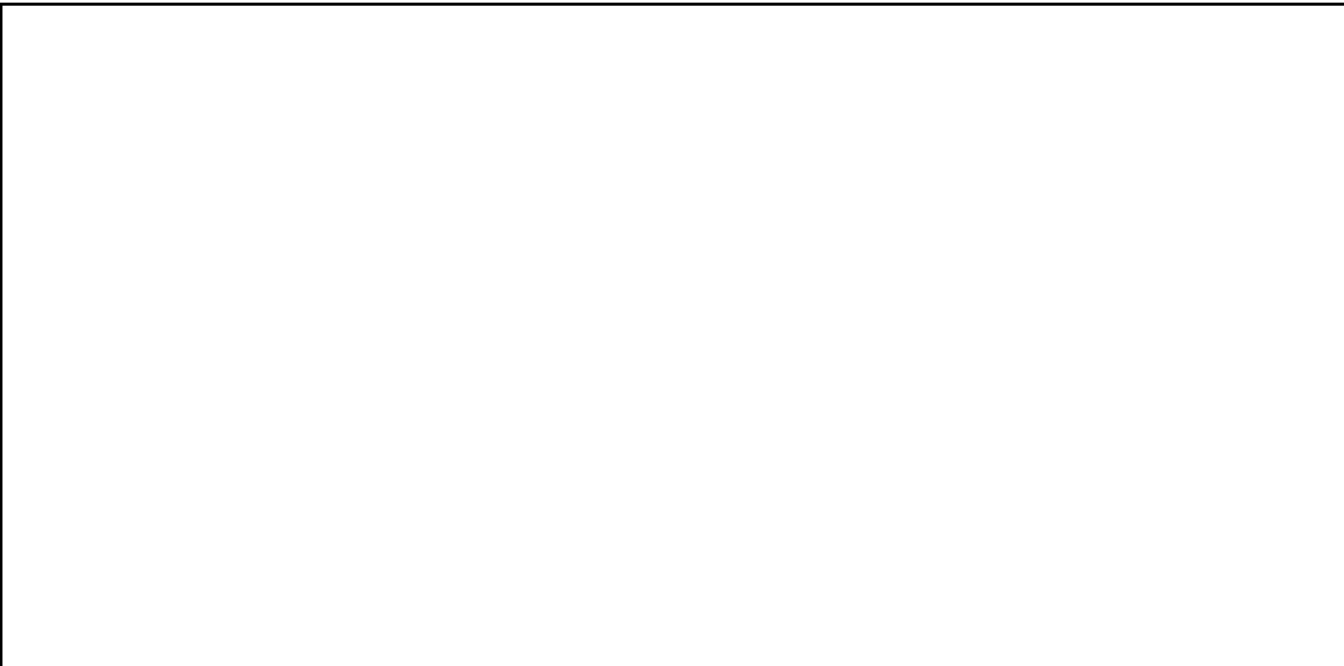
指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号) 第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年10月31日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英
記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種類	廃止年月日
株式会社日立自動車 教習所 小平市上水本町四丁目17番3号 代表取締役 荒畑 忠弘	普通自動車、普通自動車、普通自動車及び原動機付自転車免許に係る初心者講習	平成30年10月31日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001